

**令和6年度【第2学期分】**

**高等教育の修学支援新制度に基づく  
授業料減免の継続申請について**

日本学生支援機構給付奨学生は、支援区分に応じて授業料が減免されます。授業料の減免継続を申請する学生は、下記のとおり申請してください。

また、令和6年度から高等教育の修学支援新制度の支援対象が拡充しました。これまで3段階の支援区分だったところ、世帯年収 600 万円程度までの多子世帯（扶養する子どもの人数が3人以上である世帯）を対象として、新たに第IV区分（減免額：1/4 免除）が新設されました。

**【今回からの変更点】**

・高等教育の修学支援新制度における授業料減免の**継続申請は不要**となりました。  
⇒授業料減免継続申請の届出の廃止に伴い、在籍報告に係る「入力準備用紙（リーフレット）」から授業料減免の希望有無を入力する設問を削除しましたが、日本学生支援機構より、**システムの都合上、在籍報告の入力画面では引き続き選択が必要となっているとの通知がありました。そのため、便宜上「希望します」を選択するようお願いします。**

なお、誤って「希望しません」を選択しても、省令上、授業料減免の継続申請は廃止されていることから、影響はございません。

※ただし、給付奨学生としての在籍報告は従前通り行われるため、**在籍報告は必ず行ってください。**

なお、「在籍報告」の期間及び方法については、教務情報システム(KULAS)で周知しますので、必ず確認するようにしてください。

・授業料減免の選考結果は、教務情報システム(KULAS)のお知らせ一覧から通知します。

**○今後の授業料減免について**

・令和6年度第2学期から授業料減免の継続申請がなくなり、**日本学生支援機構給付奨学金に採用されている方は、授業料減免の対象者として取り扱います。**

上記より、日本学生支援機構給付奨学金に採用されている方は、日本学生支援機構での適格認定（家計）の判定に応じて、下記の決定時期に授業料減免の結果を通知します。

※ただし、適格認定（学業）で停止中の者、休学中の者は通知されません。

**【注意事項】**

・授業料減免の対象者（給付奨学生）は、減免の許可又は不許可の決定通知があるまでの間、授業料の納付が猶予されます。従って、その間授業料を納付しないでください(申請後に納付した場合は、授業料減免の申請が無効となります)。

**減免決定の時期及び通知方法**

1. 決定時期

12月下旬～1月中旬（予定）

## 2. 結果通知方法 **(変更点)**

減免の可否（全額免除・2/3 免除・1/3 免除・1/4 免除・不許可）は、**教務情報システム (KULAS) のお知らせ一覧**で通知します。**※郵送から教務情報システム (KULAS) による通知に変更となります。**

## 授業料の納入方法

一部免除又は不許可となった方は、**決定通知の日から起算して 21 日以内**に所定の額を納入しなければなりません。納入方法を確認のうえ、減免されなかった授業料をすみやかに納付してください。口座引き落としの方は、口座へ所定の額を入金しておいてください。（26 日が引落日、土・日・祝祭日の場合は月曜日）

授業料納入等に関する窓口 : 経理課 出納係【088-844-8125】

## 許可の取り消し

授業料の減免を許可された後でも、申請内容に虚偽の事項が判明した場合は、許可が取り消しとなり、減免分の全額を直ちに納付しなければなりません。

## 問い合わせ先

- 朝倉キャンパス 学生支援課 経済支援係（授業料減免担当）  
◇ TEL 088-844-8146
- 岡豊キャンパス 学生課 学生支援係（授業料減免担当）  
◇ TEL 088-880-2268
- 物部キャンパス 物部総務課 学務室 学生支援係（授業料減免担当）  
◇ TEL 088-864-5217